

長浜市総合例規管理システム導入等業務仕様書

1 目的

この仕様書は、法制執務及び例規管理に係る事務の効率化を行い、職員の事務負担の軽減を実現することを目的として、長浜市総合例規管理システム(以下「システム」という。)の導入等(システムの構築及びシステムのサービス利用等)に関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 名称

長浜市総合例規管理システム導入等業務

(2) システムの構築期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(3) システムのサービス利用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 仕様

(1) 通信環境等の基本仕様

- ① LGWAN-ASP方式でサービスを提供できる構成とする。
- ② 職員のLGVAN接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

- OS : Windows 11以上
 - ブラウザ : Microsoft Edge(Chromium版)、Google Chrome
- ③ データベースは、受託者の用意するデータセンターで管理し、本市でのサーバ管理は一切不要とする。
 - ④ システムの提供に利用するデータセンターは、電力障害や地震等に対して十分な耐久性があり、セキュリティ認証の取得など客観的に安全性が担保された国内設置のデータセンターを利用すること。
 - ⑤ データセンターにおけるネットワークについて、ファイアウォールを設け、適正なポリシーのもと運用を行うこと。また、不正なサーバへのアクセスや不正なパケットなどの検知及び防御ができることにより、健全なネットワーク環境を維持すること。

(2) システム構築時の対象例規

① 構築対象例規

データベースの構築は、令和7年4月10日現在において、現行の総合例規管理システムに登録されている現行例規及び廃止例規並びに本市が提供するデータに登録のある過去例規を対象に次のとおり行うこと。

ア 現行例規（1,425件）

現行例規に対する令和7年12月31日までの制定改廃内容も反映すること。なお、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの制定改廃内容は、(5)例規データの更新として対応すること。

イ 廃止例規（977件）

例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

ウ 過去例規

市が提供するデータに基づき過去例規データを構築すること。

② 資料の提供方法

データベースの構築に当たって、資料の提供方法は次のとおりとする。

ア 現行例規

令和7年4月10日現在の例規はHTML形式データにより、同日後の制定改廃内容はWord形式データにより提供する。

イ 廃止例規

Word形式データにより提供する。

ウ 過去例規

HTML形式データ等本市の提供できる形式により提供する。

(3) システム仕様（例規）

① 例規検索

ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能。

イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能。

ウ 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別・番号、所管部署から原議を検索できる機能

エ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能。

- オ リンク機能
例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能。
- カ 原議リンク機能
例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能。
- キ 本文・様式出力機能
例規全文又は選択した条及び様式等をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能。
- ク 新旧対照表出力機能
例規本文を新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできる機能。
- ケ 検索結果出力機能
検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でダウンロード、印刷できる機能。検索結果から、複数の例規本文データを一括してダウンロードすることができる。
- コ 出力フォーマット設定機能
例規条文・新旧対照表の出力設定（数字・括弧の全角／半角設定（号番号と条文中の表記は個別に設定）が可能であることは必須）ができる機能。

② 例規起案・審査

- ア 条文編集機能
パーソナルコンピューター端末に特別なソフトウェア等を必要とせず、Webブラウザ上で条文を編集できる機能。
- イ 改正箇所確認機能
改正等を行う条文を見え消し形式で編集できる機能。
- ウ 改正文生成機能
条文の編集を行った後、改正文を自動生成できる機能。
- エ 新旧対照表生成機能
条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成できる機能。
- オ 溶け込ませ後の条文表示機能
溶け込ませ後の条文の内容を表示できる機能。
- カ 条文点検機能
条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。
- キ データ取込み機能
システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集及び点検できる機能。
- ク その他
本市の例規改正は「改め文方式」を採用しているが、「新旧対照表方式」への将来

的な変更を検討していることから、「新旧対照表方式」にも対応できること。

(4) システム仕様（その他）

① 法令改廃情報提供システム

- ア 法令改廃情報を原則として官報発行の概ね3営業日後に提供できること。
- イ 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- ウ 制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。

② 法令検索システム

- ア 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
- イ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- ウ 法令本文は施行日単位での参照を可能とし、1つ前の施行日時点からの改正箇所を改正文言単位の見え消し形式又は新旧対照表形式で表示できること。
- エ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- オ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。
- カ 更新は週に1回以上実施すること。

③ 判例検索システム

- ア 最高裁発足（昭和22年）以降に発行された公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できる機能。
- イ 判例から関連する法令を表示できること。
- ウ 更新は週に1回実施可能であること。
- エ 判例タイムズ等の解説を登載していること。

④ 全国例規に関する検索システム

- ア インターネット上に公開されている全国の自治体の例規について、例規の件名又は本文を対象とする用語検索（複数用語指定可能）及び閲覧ができること。
- イ 例規種別、自治体規模別、都道府県別を指定して検索できること。
- ウ 全国の自治体から任意に選択した例規を対象に比較表を生成・出力できること。

⑤ 通知に関する検索システム

行政通知等を検索・閲覧・出力できること。

(5) 例規データの更新

- ① 本市が提供する原稿データにより、概ね月1回の頻度で例規データの更新を行うこと。

と。

- ② データ更新時に本市が提供する原議についてもシステムに搭載すること。
- ③ 例規データの更新は、本市が原稿データを提供してから原則として30日以内に完了すること。
- ④ 本市の年間の制定改廃件数は、350件程度である。

(6) 外部公開用データ

総合例規管理システムに搭載した例規について、簡易検索機能を有する市民向けのデータを提供すること。

(7) サポート体制

- ① 操作マニュアルの提供
システムの操作マニュアルを電子データで提供すること。
- ② システム操作説明研修
ア システムの構築期間中に、本市職員を対象とした操作説明研修会を複数回実施すること。
イ システムのサポート期間中に、本市職員を対象とした操作説明研修会を年1回以上実施すること。また、本研修には、本市職員の法制執務に関する能力向上に資する内容を盛り込むこと。
- ③ 問い合わせ窓口の設置
システムの操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。
- ④ 法制執務に関する相談
例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する事項に関し、日常生じうる疑義の照会又は相談について対応すること。

(8) 保守

- ① 機器の修理が必要になった場合、又はシステムに障害が発生した場合は、迅速に修理対応又は障害対応を行うこと。
- ② 障害発生に備えた機器の冗長化や複数世代のデータバックアップなど、データの復旧に対して万全の体制を整えること。
- ③ ウィルスチェックソフト等により、ウィルスの検知、隔離、削除などの措置を行うこと。
- ④ 災害等により本市からの通信が不能となった場合を想定し、代替手段により例規データの検索・閲覧等が利用でき、法制執務を支障なく行うことができるよう対応する

こと。

(9) 著作権

外部公開用データ及びシステムからの出力データの著作権は、本市に帰属するものとする。

(10) 納入方法

データベースは、データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

(11) データの引継ぎ

本業務の契約の終了する場合は、その終了の事由にかかわらず、本市の指示に従って必要なデータを無償で提供し、データの引継ぎについて誠意をもって対応すること。

4 追加提案等

次に掲げる業務等について、費用面を含めた提案を行うこと。なお、追加提案等で提示があった費用は、事業費評価の対象とはしない。

(1) 例規審査支援業務

本市が作成する例規（長浜市税条例その他の条例及び規則等）の新規制定条文案、改め文案又は新旧対照表について、本市の依頼に基づき法制執務上の形式審査を行うこと。

(2) 行政手続管理システム

- ① 本市の例規及び国の法令等に基づいて本市が行う処分（申請に対する処分・不利益処分）に係る審査基準について、処分ごとに作成した個票を搭載できること。
- ② 処分名、種別（申請に対する処分又は不利益処分の別）、所管部署から個票を検索できること。
- ③ 行政手続管理システムに登録した個票について、簡易検索機能を有する市民向けのデータを提供すること。
- ④ 令和7年8月6日現在の処分一覧（個票）（894件）に対して、令和8年3月31日までの更新内容を反映したデータを構築すること。

(3) その他

上記のほか、本業務の目的を達成するために有効と考えられる独自又は追加の内容（仕様書に記載する業務内容以外のもの、又は仕様書に記載する内容以上のもの）があ

れば提案すること。

5 支払方法

初期構築費用及びシステムの導入初年度を含む5年間の必要経費の合計額をサービス利用期間により平準化し、システムの利用料として、サービス利用開始から1年が経過するごとに当該1年分に相当する額を支払うことを原則とする。